

改正種の保存法に関して

改正種の保存法説明会資料

<https://s.mypocket.ntt.com/F3XiQS>

改正にあたりポイントのみ抜粋いたします。

改正法令施行日 平成30年6月1日

個体の（全形牙の）登録（6月1日以降は義務となります。） 現行3200円→5000円
（登録は自然環境研究センター）

登録についてはこちらをご参照ください。

<http://www.jwrc.or.jp/service/cites/regist/kikan/zouge1.htm>

登録更新手数料 32,500円（5年ごと更新）※1年6ヶ月前ぐらいに更新の案内が来ます。

※現在の届出制にて特定国際種事業者の方は6月1日から、自動的に特別国際種事業者への登録となります。その際の登録手数料はかかりません。初回の更新は3年後となり、その際から更新手数料が32,500円が必要となります。（それ以降は5年毎の更新制。）

※詳しくは環境省から来ておりますリンクからご参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/105079.html>

更新時の注意点（下記の書類が必要になります）

- ・手数料分（更新32500円）の収入印紙を貼り付けた申請書。
- ・申請者が現に占有している全ての全形牙の登録票の写し、該当する全形を保持した象牙と当該登録票を一緒に写した写真。
- ・法第33条の6第6項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ・法人は登記簿謄本又は登記事項証明書・定款・役員名簿
- ・個人は氏名又は現住所が確認できる公的機関の発行した身分証明書等の写し（住民票・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・年金手帳）
- ・新規の場合は登録免許税納付書又は領収書（更新時は必要なし）
- ・その他必要に応じ提出を求める資料が発生する可能性があります。

『注意』

事業者の変更に関してですが、法人に関しては事業者の変更届出により手数料等は必要なく登録の変更は可能ですが、個人事業者に関しては事業者の変更はできず、新規での取り扱いとなりますので、必要がある方は平成30年6月1日までに後継者等の方も事業者登録を済ませておけば平成33年5月31日までの変更の際に登録免許税90000円と新規手数料33500円ではなく更新手数料32500円にて手続きが可能となります。

6月1日より登録制となり特別国際種事業者となるわけですが、改正にあたり取締りも厳しくなると行政機関からも連絡がありますので今まで通り管理台帳の記載の徹底、事業者の表示等、適正にご対応をお願いします。※現在送られている事業者証は今後は送られてきません。（現在の事業者証は6月1日以降無効となります。）添付しております店舗掲示を記入の上、消費者に見えるよう掲示してください。店内掲示用フォーム（法人用・個人事業者用の2タイプがあります）

※こちらの表示も未掲出の場合処罰の対象となりますので必ず掲示ください。

<https://s.mypocket.ntt.com/FEKh4z>

注意：平成33年5月31日の更新手続き時に現在の登録番号は変更となりますので合わせて店内等に掲示する資料の作り変え（登録番号の変更）をお願いいたします

カットピース（長さ 20cm 以上・重さ 1kg 以上）をお持ちの方は下記の管理表の作成も合わせてお願いします。

<https://s.mypocket.ntt.com/FcBymT>

また特に最近問題視されているのが海外渡航者への象牙製品の販売です。象牙製品を海外へ持ち出す行為は密輸となり、お土産として販売者も幫助となり処罰対象になりますのでくれぐれもお気をつけ下さい。（国内にお住いの外国籍の方に販売する際も、国外へ持ち出す行為は密輸扱いとなる旨、消費者へお伝えください。）

事業者証の注意部分にあります（注意）部分の日本語と英語だけではなく中国語・韓国語・フランス語・ポルトガル語に翻訳したものを添付しますので店頭に表示していただき、外国籍の方に知らずに購入しないように啓発していただければと思います。

<https://s.mypocket.ntt.com/FjSmcV>

身近でまだ届出をされていないかたがいらっしゃいましたら登録制に移行する前に、手続きを行っていただくようご案内ください。

（下記アドレスに登録に関する情報があります。）

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/paper_consumergoods/main_05.html